

## 飲酒運転による悲惨な交通事故を無くすために

(「人と車」2018年12月号から)

はじめに

(一財)全日本交通安全協会発行「人と車」2018年12月号掲載記事の概要を紹介する。筆者は警察庁交通局交通企画課 渡辺友佳子(わたなべ・ゆかこ)課付警視である。

### ■ アルコールが運転に与える影響

アルコールには麻痺作用があり、脳の働きを麻痺させる。一般に「酔う」とは、血中のアルコール濃度が高くなることにより、大脳皮質（理性や判断を司る部分）の活動をコントロールしている大脳下部の「網様体」が麻痺した状態をいう。飲酒時は、安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力などが低下する。具体的には「気が大きくなり速度超過などの危険な運転をする」「車間距離の判断を誤る」「危険の察知が遅れたり、危険を察知してからブレーキペダルを踏むまでの時間が長くなる」など危険性を高める。

### ■ 飲酒事故の推移等

#### ● 厳罰化以降における飲酒事故の推移

平成11年11月の東名高速道路における飲酒運転のトラック追突による乗用車炎上、幼児2名死亡の事故をきっかけに、飲酒運転に対して厳罰を求める声が高まり、平成13年、刑法の一部改正により「危険運転致死傷罪」が新設された。また、平成14年には飲酒運転等に対する罰則や違反行為に対する行政処分点数の引き上げ等が行われた。その後、平成18年8月の福岡市において飲酒運転の車に追突され、三人の幼児が亡くなる事故を契機として国民の飲酒運転根絶機運が一層高まり、平成19年に飲酒運転を助長する行為（車両等提供、酒類提供及び要求・依頼しての同乗）を直罰化するとともに、飲酒運転に対する罰則が更に引き上げられた。平成21年には飲酒運転に対する行政処分が強化され、平成26年には「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」が施行されるなど、厳罰化が進められていった。

この結果、平成12年に26,280件であった飲酒事故件数が平成29年は3,582件に、1,276件であった飲酒死亡事故件数は204件にと、大幅に減少した。

#### ● 月別発生状況の推移

下表は、平成25年から29年にかけての飲酒事故件数と、そのうちの死亡事故件数である。飲酒事故は飲酒の機会が増える10月から12月にかけて増加する傾向にあり、12月が最多である。次に多く発生しているのは年度末の3月である。飲酒死亡事故が多いのは、順に4月、5月、11月、7月、8月である。

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
飲酒事故件数	1,607	1,498	1,757	1,659	1,548	1,573	1,658	1,607	1,461	1,674	1,662	1,990
うち死亡事故件数	85	81	93	100	99	91	95	94	78	85	98	84

飲酒事故(原付以上第1当事者)の月別発生状況(平成25~29年累計)

■ 平成 29 年中の飲酒運転による死亡事故分析結果

● 死亡事故率

平成 29 年の飲酒運転による死亡事故率（死亡事故件数／人身事故件数）は 5.70%、飲酒事故以外の死亡事故率は 0.69%であり、飲酒運転のリスクは約 8.3 倍であった。

● 運転者性別・年齢層

男女別では、男性が 95.6%と大部分を占めている。20 歳未満の者が 12 名いるが、20 歳未満の飲酒は、脳の機能を低下させる恐れ、アルコール依存症になりやすいなどの危険性があると言われてしていることから、当該年代の者の飲酒防止を徹底する必要がある。

年齢層	15 歳以下	16 歳～19 歳	20 歳～24 歳	25 歳～29 歳	30 歳～34 歳	35 歳～39 歳	40 歳～44 歳	45 歳～49 歳	50 歳～54 歳	55 歳～59 歳	60 歳～64 歳	65 歳～69 歳	70 歳～74 歳	75 歳～79 歳	80 歳～84 歳	85 歳以上	合計
男性	1	11	19	17	13	12	19	28	17	12	17	10	9	6	3	1	195
女性	0	0	1	1	2	0	0	2	0	1	1	0	0	0	1	0	9

飲酒死亡事故の運転者(原付以上第 1 当事者)の性別・年齢層比較(平成 29 年)

● 発生時間帯・事故発生までの経過時間

飲酒死亡事故の発生時間帯別では、22 時から翌朝 6 時にかけて多く発生しており、特に 0 時から 4 時にかけて 30.4%発生している。

飲酒死亡事故の運転者（原付以上第 1 当事者）のうち飲酒終了後 1 時間以内に事故を起こした者が 58.4%を占める。しかし、5 時間以上経過した後には事故を起こしたケースも 4.2%ある。「出勤のために二日酔いで運転した」「アルコールは残っていないと思った」「時間が経過したので大丈夫だと思った」などがその理由である。

発生時間帯		0～2 時	2～4 時	4～6 時	6～8 時	8～10 時	10～12 時	12～14 時	14～16 時	16～18 時	18～20 時	20～22 時	22～24 時	合計
飲酒死亡事故	件数	38	24	27	19	7	3	4	8	7	15	17	35	204
	割合	18.6%	11.8%	13.2%	9.3%	3.4%	1.5%	2.0%	3.9%	3.4%	7.4%	8.3%	17.2%	100%
上記事故以外	件数	135	143	208	255	292	297	251	289	380	389	255	150	3,044
	割合	4.4%	4.7%	6.8%	8.4%	9.6%	9.8%	8.2%	9.5%	12.5%	12.8%	8.4%	4.9%	100%

飲酒死亡事故(原付以上の第 1 当事者)の発生時間帯件数比較(平成 29 年)

● 事故類型別

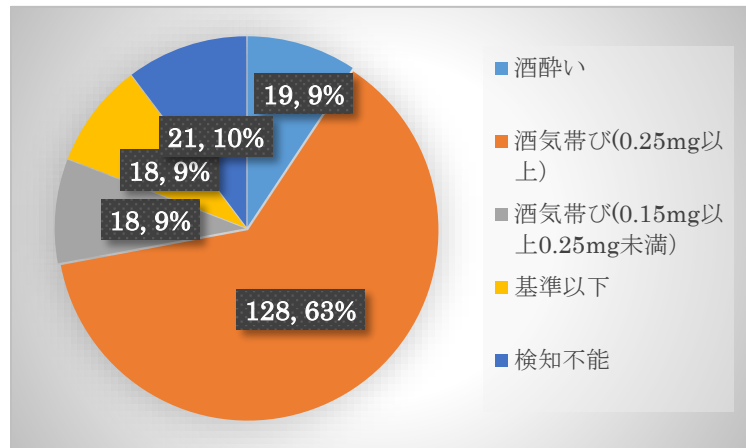
次頁冒頭に類型別のデータを掲げる。飲酒死亡事故は車両単独が最も多く 116 件・56.9%を占めている。次いで車両相互が 62 件・30.4%、人対車両が 26 件・12.7%となっている。飲酒死亡事故以外の事故では、多い順に、車両相互が 1,202 件・39.5%、人対車両が 1,138 件・37.4%、車両単独が 700 件・23.0%、列車が 4 件・0.1%となっている。

区 分		車両単独			人対車両		車両相互					列車	合計
		工物 衝突	路外逸 脱	その他	横断中	横断中 以外	出会頭 衝突	正面衝 突	右左折 時	追突	その他		
飲酒死亡事故	件数	90	17	9	18	8	16	28	2	12	4	0	204
	割合	44.1%	8.3%	4.4%	8.8%	3.9%	7.8%	13.7%	1.0%	5.9%	2.0%	0.0%	100%
上記以外の 事故	件数	439	140	121	789	349	398	315	213	154	122	4	3,044
	割合	14.4%	4.6%	4.0%	25.9%	11.5%	13.1%	10.3%	7.0%	5.1%	4.0%	0.1%	100%

飲酒死亡事故(原付以上第1当事者)の類型別死亡事故とその他の事故との比較(平成29年)

● 飲酒状況別・飲酒状況別事故類型

右図は204人中の割合である。酒気帯び(呼気0.25mg以上)が最も多く128人・63%を占めている。飲酒状況別の事故類型を調べた結果、酒酔い・酒気帯び(呼気0.25mg以上)では、車両単独事故が共に63%を占めており、酒気帯び(呼気0.15mg以上0.25mg未満)と基準以下も共に44%であった。



飲酒死亡事故の運転者(原付以上1当)の飲酒状況(平成29年)

酔いが回るほど単独事故を起こす傾向があるようである。

■ 飲酒運転根絶に向けた取り組み事例

警察では、地方公共団体、交通ボランティア、安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店等の関係機関・団体と連携して飲酒運転根絶に向けた取組を推進している。

● ハンドルキーパー運動

平成18年から(一財)全日本交通安全協会が中心となって推進している、飲酒した者にハンドルを握らせないという運動である。

● 飲酒運転根絶県民運動

和歌山県と和歌山県警察では、平成29年中の死亡事故に占める飲酒運転の割合が全国ワースト1位になったことから、「飲酒運転根絶わかやまキャンペーン」として、県を挙げた総合対策を推進している。和歌山県では、平成31年2月の県議会を目標に、飲酒運転根絶に向けた条例案が提案される予定である。

● 飲酒運転をした従業員の処分方針についてのアンケート調査結果

兵庫県警察では、安全運転管理者等講習の受講者を対象に、飲酒運転をした従業員に対する処分方針等を県内約1,100事業所についてアンケート調査した。その結果、業務中の行為については約6割、私用中では約4割が「解雇する」という回答結果であった。民間企業等においても厳罰で臨んでいることが伺える。

- その他

トラックやタクシー団体との協定等による飲酒運転の可能性のある者を発見した場合の情報提供、コンビニエンスストアや飲食店、バス会社や運転代行業団体との連携等による広報啓発活動など、全国で民間企業・団体、ボランティアの協力を得た対策が推進されている。

- アルコール健康障害対策

平成 26 年 6 月、アルコール健康障害の発生・進行等を防止し、国民の健康保護と安心な社会の実現を目的とした「アルコール健康障害対策基本法」が施行された。また、平成 28 年 5 月には、政府の計画として「アルコール健康障害対策推進基本計画」が策定された。飲酒運転で検挙された者の中にはアルコール依存症の疑いのある者も含まれている。アルコールの特性や飲酒に伴うリスクについて、正しい知識と理解を深めていくことが、飲酒運転根絶につながる。

- 結 言

累次の法改正等による厳罰化や飲酒運転根絶の社会的な取組により、飲酒運転による交通事故件数は大幅に減少したものの、未だに飲酒運転によって尊い命が失われている。中には、飲酒運転の発覚を免れるために轆き逃げをする悪質な者もいる。

飲酒運転を根絶するためには、運転手はもとより、その周囲の者も含め、皆が飲酒運転の悪質性・危険性を理解し、アルコールに関する正しい知識を身に付け、「飲酒運転をしない、させない」という国民全体の規範意識を確立することが必要である。

そのためには、交通ボランティアを始め、酒類を提供する者、職域において安全運転管理に当たる者など、各方面の者の理解と協力により、地域や職場等における飲酒運転根絶に向けた取組が一層推進されることが重要となる。

以 上